

地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所
内部コミュニケーションの手段を定める規程

(令和2年3月31日規程第64号)

(趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所（以下「法人」という。）の内部コミュニケーションの手段について定めるものとする。

(理事長の指示及び法人のミッションの伝達手段)

第2条 理事長の指示及び法人のミッションの伝達経路は、次のいずれかの方法による。

- (1) 理事長が伝達すべき役職員に直接伝える方法（以下「直接伝達方式」という。）。
- (2) 理事長が伝達すべき役職員に直接伝えず、指揮命令系統に基づき間接的に伝える方法（以下「間接伝達方式」という。）。この方式を採用する場合、間接的に伝達を受けた役職員が、指揮命令系統に基づき、さらに下位の役職員に伝達する方法を採用してもよいものとし、下位役職員への伝達を複数回繰り返してもよいものとする。

2 前項各号のいずれの方法においても、理事長は伝達を自ら行わず、他の理事や職員に、伝達すべき職員への伝達を命じることができる。

3 伝達に用いる媒体は、文書、口頭、電子メール、グループウェアその他適切なものを選択するものとする。

(職員から理事長、理事、監事への必要な情報の伝達手段)

第3条 職員は指揮命令系統に基づき、上司に必要な情報を報告するものとする。

2 報告を受けた上司は、その上司に必要な情報を報告するものとする。この上司の上席の役職員も同様とする。

3 理事長は、適時監事とのコミュニケーションを通じて必要な情報を報告するものとする。

4 前項の報告を、理事長は自ら行わず、役職員に命じることができる。

5 理事長、理事及び監事は、自らが必要と認めるときは、他の役職員に報告又は説明を求めるものとする。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和2年3月31日から施行する。